

令和8年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート（令和7年度の振り返りと令和9年度の取組検討）

施策No	321					
施策名	こどもの健やかな成長と子育て支援				施策の目的	● こどもが心身ともに健やかに成長できるようにします。 ● 安心して子育てができるようにします。 ● 結婚し、安心して妊娠、出産、子育てができるようにします。
施策主管部長	こども福祉部長	施策幹事課長	こども家庭センター長	関係課	総合戦略推進室、人権・男女共同参画課、障がい福祉課、こども政策課、保育課、産業政策課、教育総務課	

1. 進行管理

(1) 指標の実績・考察

① 中期基本計画の指標 目標年度(令和7年度)の目標値達成状況

	指標	単位	実績基準値	実績値				目標値	最終年度（R7）の 目標値達成状況	左欄の「目標値達成状況」の総括
			R2	R4	R5	R6	R7	R7		
a	子育てを楽しんでいると感じることが多い保護者の割合	%	89.0	95.5	91.9	92.4	92.7	98.0	③目標値を下回った	市政に関するアンケートでは、子育てを楽しんでいる回答が約9割を占める反面、別の設問では、子育てに負担や不安を感じていると回答した人の割合も約8割を占め、子育ての楽しさと不安が混在していることから、指標の伸びに影響しているものと考えられる。
b	出生数（暦年）	人	673	626	586	533	532	873	③目標値を下回った	継続的な出生数の減少傾向から、増加に転じることがなかった。 若年層の減少とこどもを持つ世帯の減少が直接の要因であると考えられる。本施策の取組を活性化し、少子化の抑制を図りたい。

② 後期基本計画 施策の対象・目的及び指標の設定 ※令和7年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート「3. 後期基本計画策定のための施策の必要事項管理シート」から転記

対象		対象指標		単位	R4	R5	R6	R7	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)	R11(見込)	
①	こども（出生～18歳）	こどもの数（出生～18歳）		人	15,814	15,415	14,983	15,124	14,225	13,869	13,522	13,183	
②	子育てをしている保護者（世帯）	子育て世帯数（出生～18歳のこどものいる世帯）		世帯	9,485	9,256	8,986	9,083	8,571	8,365	8,164	7,968	
③	子育て世代（20歳～49歳）	市民（20歳～49歳の男女）		人	37,157	35,770	36,922	35,679	36,159	35,905	35,653	35,403	
④													
目的		成果指標		単位	区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①こどもが心身ともに健やかに成長できるようにします。 ②結婚し、安心して妊娠、出産、子育てができるようになります。 ③こども・若者が自由に意見を言える場を創出します。	①	子育てを楽しんでいると感じることが多い保護者の割合	%	目標値	93.0	96.0	98.0	98.0	93.5	94.5	96.0	97.0	
				実績値	95.5	91.9	92.4	92.7					
	②	出生数（暦年）	人	目標値	723	790	857	873	553	564	575	586	
				実績値	626	586	533	532					
	③	こども・若者を委員として登用した会議の件数	件	目標値					6	7	8	9	
				実績値									
	④			目標値									
				実績値									

(2) 基本方針の取組状況

① 特に実績をあげている取組（計画初年度(令和4年度)以降の取組状況）

・育児に関する不安の軽減に向けた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ったことにより、乳幼児健診時に行ったアンケートでは、「子育てに不安がある割合」が計画初年度から減少し続け、目標値を達成している。
・ヤングケアラーの正しい知識を啓発する取組として、周知啓発活動を学校や地域団体を対象に継続して行ってきたことにより、ヤングケアラーを理解している生徒の割合が、令和3年度は10.8%であったが、令和7年度は41.1%となり、着実に広がってきている。

② 計画通り進捗していない取組 ※理由及び今後の対応も含めて記載

・こどもの発達に不安を抱える保護者とそのこどもを対象とした幼児教室や相談事業に参加した保護者を対象に行ったアンケートでは、「不安が解消した人」と「子育てに関して前向きになれた人」の割合が減少している。
※発達特性のあるこどもを持つ親が、前向きになることが難しいことが推測される»

(3) 令和7年度行政経営方針の取組状況

① 令和7年度行政経営方針

・とちぎ結婚支援センターや民間と連携し、様々な情報を発信するとともに、地域アプローチの手法を踏まえ、新たに出会いをサポートする事業の創出を図る
・こども家庭センターが中心となり、妊娠期から子育て期の包括的かつ継続的な支援を行う。
・支援を必要とする妊産婦が産後ケアを利用しやすいように経済的負担の軽減並びに利用促進を図るため新たな支援策の検討を行う。
・乳幼児健診の必要性について周知・啓発を図るとともに、出産から子育て期の切れ目のない支援を徹底する。
・児童養護施設等と連携し、こどものショートステイの更なる利用促進を図るなど、社会的養育を推進する。
・児童虐待の周知・啓発を徹底し、要保護児童対策地域協議会の活用等により、要支援児童とその家庭に対し、個々に応じた支援を行う。また、地域ネットワークを強化することで、こども食堂の活用、こどもの居場所づくりなど、こどもの貧困対策を推進する。
・ひとり親家庭の自立のため、高等職業訓練促進給付金や資格試験受験料助成制度を周知するとともに、きめ細やかな相談対応により一人でも多く就労につなげる。
・栃木フォスティングセンター及び県南地区里親会と連携するとともに、支援体制の強化として、主催の民間団体等の会議や様々なイベント等で里親制度の普及・啓発を行い養育里親の増加を目指す。
・ヤングケアラーとその家庭の早期発見のために、アンケートの調査対象者を拡大し、正しい理解の促進及び相談窓口の周知を行い、適切な支援につなぐために関係機関との連携強化を図る。
・働きやすい職場づくり啓発懇談会など、市内企業が集まる会議等において、子育て世帯が働きやすい職場づくりのための周知・啓発を継続的に実施する。
・子育てアプリの機能拡充により、既存の事業やイベント等で子育て世代が集える場を創出するなど、子育てに喜びを感じられる環境を整備する。
・出産子育て応援交付金及び子宝祝金や医療費助成、幼児教育無償化等により子育て世帯への経済的負担の軽減を図るとともに、こども家庭センターによる専門的相談支援及び保育園、幼稚園等の地域子育て相談機関と連携し心理的負担の軽減を図る。

② 令和7年度行政経営方針の取組状況

・とちぎ結婚支援センターが行うイベントや周知活動に協力したほか、主催のマッチングイベントを2回開催した。
・医療費助成など、妊産婦や子育て世帯への継続的な経済的支援を行った。また、妊娠期から子育て期の包括的かつ継続的支援として、相談、保健指導、関係機関との連絡調整や情報提供などを実施した。
・妊産婦健康診査の助成や新たに産後ケアの利用料の無料化を実施し、産後の子育てに不安のある方の不安解消につなげることができた。
・乳幼児健診の勧奨を図り、受診後に継続的な支援が必要な場合には関係機関と連携し切れ目のない支援を実施した。
・乳児院や児童養護施設、里親等と委託契約し利用希望増加に対応できた。
・広報紙や市ホームページへの掲載、子育て中の保護者等へのチラシ配布等により児童虐待防止啓発を図った。「こども食堂」に関する情報交換会に参加したこと、こどもの貧困に関する現況について情報を共有できた。
・ひとり親家庭への自立支援制度の周知を図り、対象者に合わせた相談・対応を行い、資格取得後の就労につなげることができた。
・里親支援センターTFC（旧栃木フォスティングセンター）と連携した里親制度説明会の開催やイベントでのリーフレット配布等による里親制度の普及・啓発を図ることができた。
・ヤングケアラーに関するチラシや相談窓口周知カードの作成・配布、および、市内小学6年から中学2年生（義務教育学校含む）を対象にしたアンケート調査を実施できた。
・市内事業所を対象に働きやすい職場づくり啓発懇談会を開催し、①長く働き続けてもらうための職場づくり②労働施策総合推進法等の一部改正について講演会を実施し、27社が出席した。また、男女共同参画推進事業者として3社を表彰した。
・妊娠届時など面接の際に子育てアプリの利用を勧奨し、最新の事業やイベントの情報提供を行なった。
・子育て世帯の経済的負担の軽減とこどもの疾病の早期発見・治療の促進を図るとともに、保育園や幼稚園等の地域子育て相談機関と連携し、医師等による専門的な相談の実施や必要に応じた情報共有を行うなどの支援を展開した。

(4) 環境変化や関係者の意見、要望等

・社会のデジタル化に伴う、子育て支援アプリ等の活用による子育て支援策の利便性の向上。
・こどもまんなか社会を目指し、こども基本法が令和5年4月に施行されたことにより、こどもの意見の尊重や社会全体でこどもを育てる取組が本格化した。
・「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」と認められるこども・若者」として、国・自治体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーについて明記された。また、法改正に伴うこども家庭庁支援局長からの通知の一部に、「ヤングケアラーの支援を進めていくためには、周囲の大人等が理解を深め、家庭においてこどもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要である」とされていることから、親の世代における、「こどもが家事を担うのは当然」という認識についても改善していく必要がある。
・ひとり親自立支援事業における、就業のための資格取得等支援の補助金申請が増加している。
・プレコンセプションケアの推進5か年計画がこども家庭庁により策定され、プレコンセプションケアに関する正しい知識の普及が急務となり、学校や地域での講座や研修等の需要が高まっている。

2. 課題と次年度（令和9年度）の取組

(1) 課題

①成長発達に不安のある児童と関係機関との連携
②子育て支援アプリの利便性向上と利用者数の増
③こどもや若者の意見を聞く機会の充実
④ヤングケアラーに関する正しい知識の家庭への普及
⑤ひとり親家庭の自立支援による家庭状況の安定確保
⑥プレコンセプションケアの推進における正しい知識の啓発
⑦児童虐待や養育困難家庭の早期発見と迅速な対応
⑧子育て世帯が働きやすい職場づくり
⑨とちぎ結婚支援センターとの連携による会員数と婚姻数の増

(2) 課題に対する今年度(令和8年度)内の取組状況、予定

①発達支援事業「のびのび発達相談」において、関係機関と事業内容および母子保健事業全般について情報を共有し、支援体制への理解促進を図るとともに、成長発達に不安のある児童やその家庭に対し、関係機関と連携した包括的な支援を展開する。
②子育て支援アプリの登録の勧奨とイベントやお知らせ等の積極的な情報公開を継続するとともに、アプリ上での妊娠届時の面接の予約やママパパ学級の予約を開始する。
③こども意見箱に寄せられた意見を庁内に共有することで、市政へのこども・若者の意見反映を図る。
④児童生徒を対象とした生活実態のアンケート調査の実施やヤングケアラー認知度向上のための講演・講話を実施する。
⑤ひとり親の自立支援のための就業支援として、自立支援教育訓練給付金または高等職業訓練促進給付金による資格取得や資格取得までの生活を支援する取組を推進する。
⑥市内小・中・義務教育学校におけるプレコンセプションケアに関する講義を実施し、令和9年度までに市内のすべての小・中・義務教育学校で実施する方策を確立する。
⑦児童虐待防止及び通告義務の啓発のため、広報紙での周知や関係機関へのチラシ配布などを行うとともに、関係機関との連携により、こどもの見守りと支援に取り組み、養育困難な家庭への代替養育の勧奨によるこどもの安全確保と、関係団体と連携した里親制度の普及・支援体制の強化による社会的養育を推進する。
⑧子育て世帯が働きやすい職場づくり啓発懇談会等を通して働き続けられる環境や結婚・子育て支援の取組を推進する。
⑨とちぎ結婚支援センターの登録費用を助成するとともに、同センターと連携し、独身男女の出会いの場を創出する。

(3) 次年度(令和9年度)の取組(案)

①成長発達に不安のある児童を持つ家庭の支援をさらに円滑に行うため、関係機関との連携体制の強化を図る。
②子育てを支援していくため、子育てアプリへのコンテンツの追加や他のアプリとの連携について、検討する。
③こども・若者の意見について整理し、進捗管理を行うとともに、こども・若者の意見を聞く機会の拡充を図る。
④児童生徒を対象としたヤングケアラーに関する生活実態アンケート調査の継続と認知度向上のための講演等の実施に加え、「こどもが家事を担うのは当然」と捉える親の認識不足の解消に向けた取組を進める。
⑤ひとり親家庭を対象とした、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金による支援について、給付制度の適切な活用を促進し、安定した生活ができるようきめ細やかな相談体制の強化を図る。
⑥将来の妊娠や出産に向け、市内のすべての小・中・義務教育学校でのプレコンセプションケアに関する講義の実施を完了するとともに、継続して定期的実施できる体制を構築する。
⑦佐野市要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との情報共有体制を改善し、こどもの見守りと支援を強化する。
⑧雇用環境の変化に対応した柔軟な働き方を推進するため、働きやすい職場づくり啓発懇談会を開催し、仕事と育児を両立できる職場環境づくりを啓発する。
⑨独身男女の出会いの場を創出するため、市独自のマッチングイベント（イベントツアー型）を継続して実施するとともに、共通の広域的課題として、近隣市町及び栃木県と連携し、課題解決のための取組を実施する。

※重点取組は太字・下線で記載